

## くまもと中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会設置要領

### 1 都道府県協議会設置の趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県 PF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、都道府県 PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいく。これに伴い、都道府県 PF については「くまもと中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」（以下「くまもと協議会」という。）と名称を改めることとする。

くまもと協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である（別添 1 参照）。

### 2 構成員

くまもと協議会の構成員については、次の(1)に掲げる関係機関や団体の参画を必須とし、次の(2)に掲げる関係機関や団体の参画は任意とする。また、同様の支援を行っている関係団体について、複数の団体を参画させることが望ましいと考えられる場合は、予算の範囲内で、複数の団体を参画させることも差し支えない（例として、複数の地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の参画を認める等）。

なお、地域の実情に応じ、趣旨に即した構成として差し支えない。

(1) くまもと協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。

(2) 都道府県 ((1)の部局を除く関係部局)、都道府県内の市町村やその全体を代表できる者、国の地方支分部局、業界団体、金融機関等関係者、就労等支援機関（サポステ等）、社会福祉関係団体やひきこもり家族会・当事者会等

3 各構成員の役割上記2(1)に記載の各構成員の役割は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

なお、各構成員の役割は、地域の実情に応じて決定することとして差し支えない。

(1) 行政側

①都道府県（労働関係部局）

- ・都道府県協議会取りまとめ共同事務局
- ・中高年世代活躍応援プロジェクトに係る都道府県協議会の事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する共同取りまとめ、都道府県が実施する各種事業の進捗管理
- ・管内の市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する管内市町村との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

②都道府県（保健福祉関係部局）

- ・管内の市町村PFの設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・管内の市町村PFと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

③都道府県（孤独・孤立対策関係部局）

- ・管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・管内の孤独・孤立対策PFと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④都道府県労働局

- ・都道府県協議会取りまとめ共同事務局
- ・事業計画策定に関する共同取りまとめ、都道府県労働局が実施する事業の進捗管理

- ・各種支援策の周知広報
- ⑤就労等支援機関（ハローワーク、サポステ、機構、都道府県の就労等支援機関など）
- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
  - ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
  - ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
  - ・職業的自立に向けた支援
  - ・中高年世代を対象に含む職業訓練
  - ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
  - ・就労に向けた関係機関の連携強化
  - ・管内の市町村PFへの参画
  - ・各種支援策の周知広報
  - ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

#### 4 くまもと協議会における取組事項

都道府県協議会においては、次の(1)から(4)までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

都道府県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」（別添2）の推計を参考にされたい。

①不安定な就労状態にある方

（※）正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

（※）統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

（※）ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

例えば、不安定な就労状態にある方の目標については、ハローワークの就職氷河期世代専門窓口（令和7年度より中高年層（ミドルシニア）窓口に改称予定）におけるチーム支援対象者や、自治体事業による正社員就職実績などを参考に設定すること。

②目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」（別添3）に基づき、事業計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PFとの連携

都道府県（保健福祉関係部局）は、市町村PFの設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、管内市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・市町村PFの設置に関する市町村への働きかけや市町村PFの運営に関する市町村への助言等・都道府県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等※）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援（※）

・都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援  
等の要請に対応するとともに、管内市町村 PF の先進的な取組事例の把握と  
周知等、必要な情報提供を行う。  
※経済団体等への対応依頼については、都道府県労働関係部局において、都  
道府県保健福祉関係部局と連携して行う。

## 5 会議の開催

上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催すること  
とする。

会議の開催時期については、PDCA を意識した開催となるよう、第 1 四半期  
(前年度実績の報告、当該年度の取組方向性の検討等)、及び第 3 四半期（当  
該年度中間ににおける取組状況の把握等）を目安とするが、必要に応じ更に開催  
することもできることとする。

また、会議の開催方法については、書面による開催又はオンラインによる開  
催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で行うことも差し支えない。

なお、都道府県協議会の構成員と同様の者で構成される会議がある場合は、  
当該会議と連続して開催するなど、効率的な運営を図ること。

## 6 秘密の保持

都道府県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を  
漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。

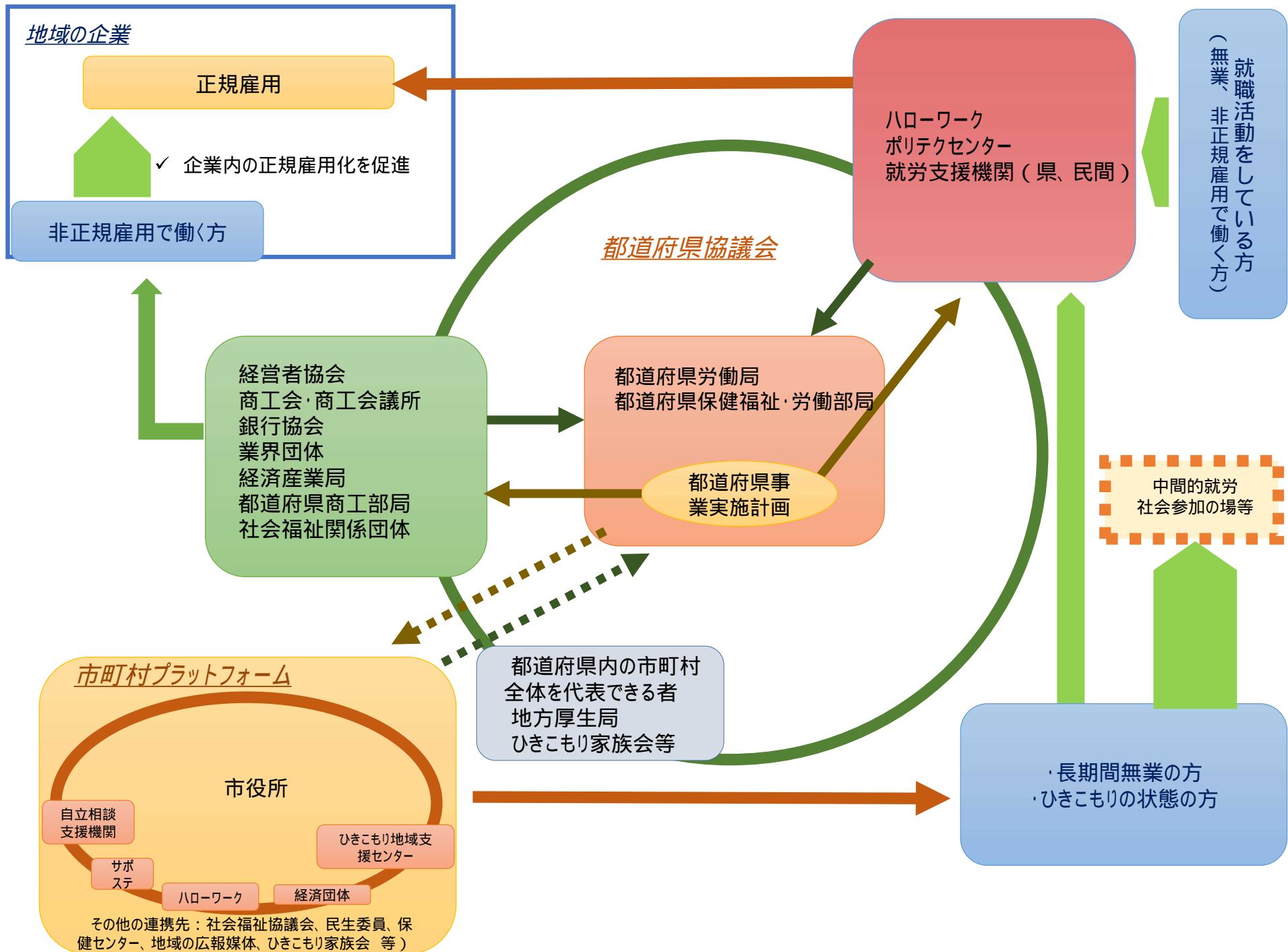
別紙 1

くまもと中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会構成員

区 分	構 成 員 ( 機 関 ・ 団 体 名 )
経済団体	熊本県経営者協会
	熊本県商工会議所連合会
	熊本県中小企業団体中央会
	熊本県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 熊本県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
市町村	熊本県市長会
	熊本県町村会
	熊本市経済観光局産業部
行政	経済産業省九州経済産業局地域経済部地域経済課
	熊本労働局
	熊本県商工労働部
	熊本県健康福祉部

# 協議会・プラットフォームの考え方

# 都道府県協議会・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



## 1. 基本的な考え方

- 市町村プラットフォームは、必ずしも新たな会議体の設置を求めるものではなく、
  - ・関係者が集う既存の会議体等の活用（自立支援調整会議、地域ケア会議等）
  - ・各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築による柔軟な設置・運営の方法を想定している。

既存の会議体等の在り方は各市町村で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とすることや、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない事態を招く恐れがあることに留意。ただし、市町村における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。

核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。

- 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。

既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと

上記機能を高めるため、都道府県協議会に対し、都道府県協議会がつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めるこ

## 2. 実施要件

### (1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

以下の主体とのネットワーク（ ）が構築できるようにプラットフォームを運営すること（令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」も参照）。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。

（ ）各機関担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- ・自立相談支援機関、就労準備支援機関
- ・地域若者サポートステーション、ハローワーク
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・経済団体、地元の中小企業
- ・ひきこもり地域支援センター
- ・ひきこもり家族会、当事者会
- ・社会福祉協議会
- ・社会福祉法人、N P O 法人
- ・民生委員
- ・保健所・保健センター
- ・地域の広報媒体 等

### (2) 実施方法について

運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体等（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議、ひきこもり地域支援センターに設置する連絡協議会、ひきこもり支援関係機関とのネットワーク等）において築かれたネットワークを十分に活用すること。

市町村プラットフォームの運営方法については市町村の任意とするが、必ずしも全ての関係機関を集めて会議を開催する必要はなく、各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くことでも足りること。

市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県協議会との連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局（担当部局）を定めること。

核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。

圏域について、市は基本的に単独での設置とし、町村は既存会議体の在り方等を踏まえて都道府県福祉事務所・保健所等を圏域とした都道府県との共同設置や、広域での設置など柔軟に対応すること。

### (3) 都道府県協議会との連携について

市町村プラットフォームの事務局は、市町村事業を統括する都道府県保健福祉関係部局の担当者等と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

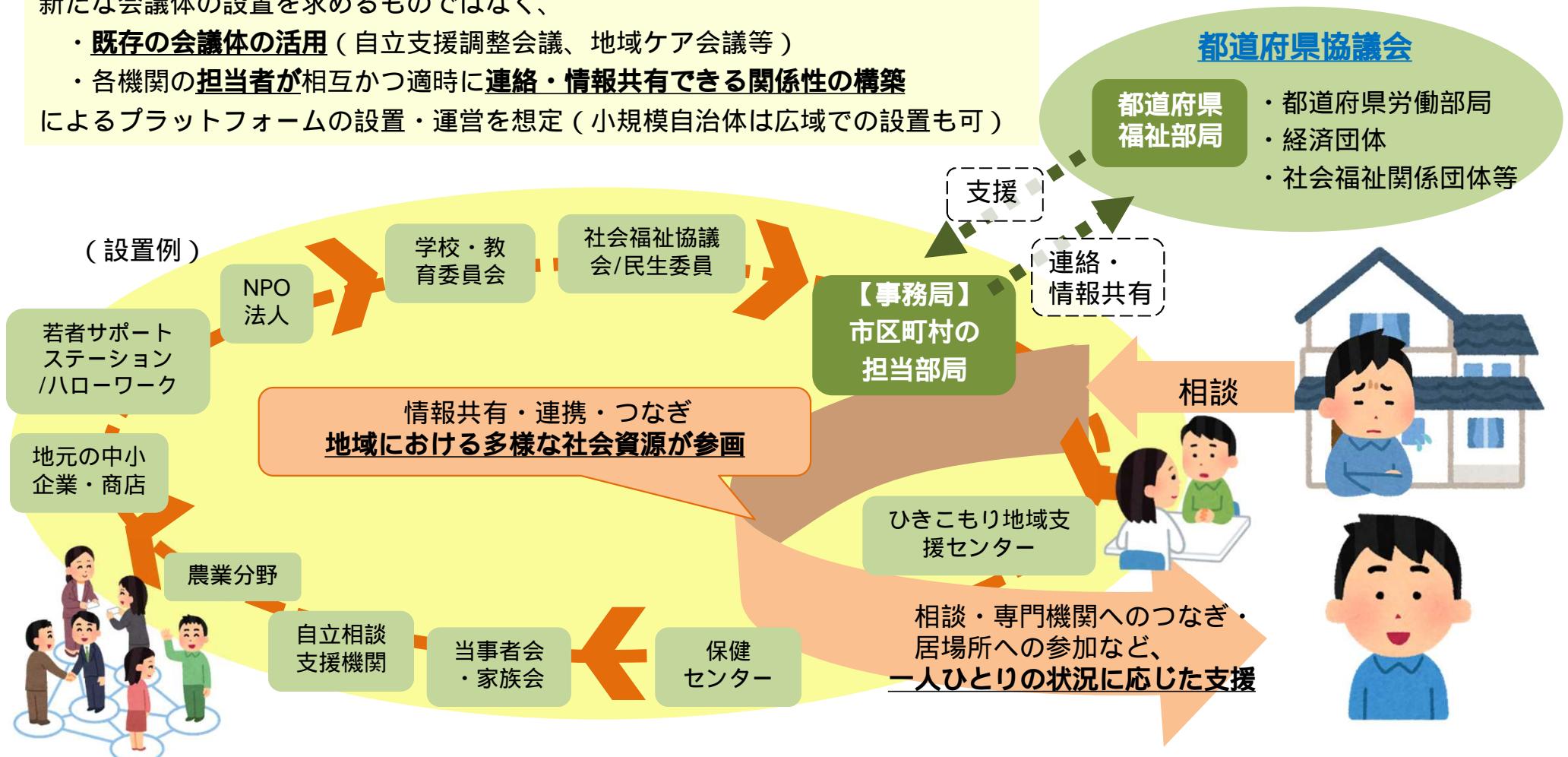
## 【市町村プラットフォーム】

社会参加に向けた支援を必要とする方を対象として、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つ。

新たな会議体の設置を求めるものではなく、

- 既存の会議体の活用（自立支援調整会議、地域ケア会議等）
- 各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築

によるプラットフォームの設置・運営を想定（小規模自治体は広域での設置も可）



## 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

### 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

#### (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり

(共生)

(中略)

就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により、一定の成果を挙げている。来年度以降、この世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたり・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う。

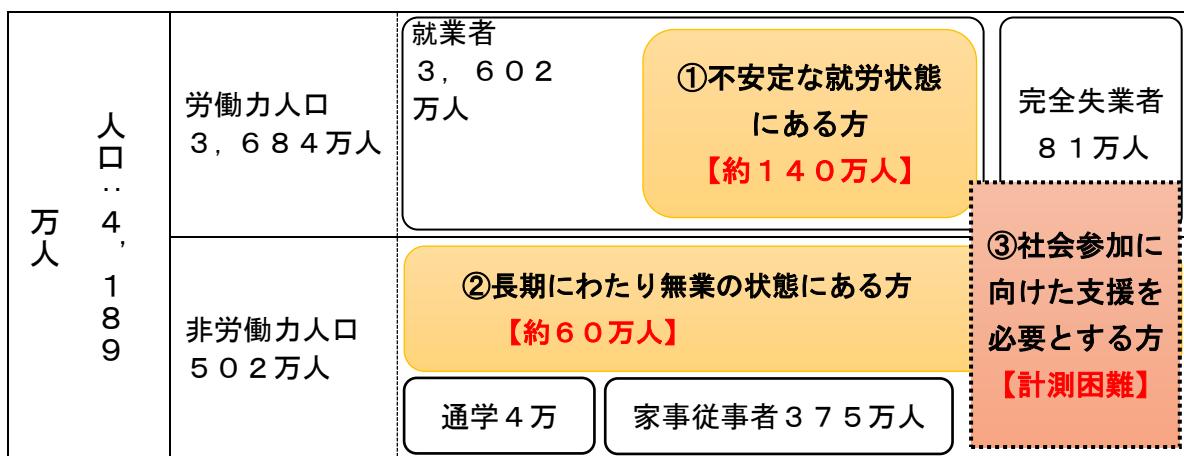
## 都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト 支援対象者数推計表

中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会においては主な支援対象者の例として、

- ① 不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方など）
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方など）

を位置付ける。各支援対象者の相互の関係と、規模感を整理すると下図のようになる。

【35～59歳の人口・就業構造（令和5年労働力調査）】※①・②については就業構造基本調査（2017年）



支援対象者のうち、上記①、②の対象者数の把握については、次頁の都道府県ごとの推計値（5年に一度実施されている「就業構造基本統計調査（2017年）」等を活用して整理）を活用いただき、都道府県協議会の事業実施計画の策定や進捗管理に取り組んでいただきたい。  
また、これらはあくまで推計値であるため、ハローワークが把握している求職者数や就職実績、各都道府県が把握しているデータ等も活用していただきたい。

なお、上記③の対象者数については、ひきこもりの状態にある方などの社会参加に向けた支援を必要とする方は、調査対象とした場合も調査票回収率が悪く、統計バイアスがかかりやすくなってしまうこと、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、就労を目指すことが必ずしも本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていない。これらの方の実態の把握については、地方公共団体が実際に調査を行った事例を厚生労働省で公表しているので、こうした事例も参考にされたい。

( [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html) )

(単位：人)

		35～59 歳人口	不安定な就労状態にある方（※1）	人口比	長期にわたり無業の状態にある方（※2）	人口比
0	全国	42,493,400	1,401,000	3.3%	609,670	1.4%
1	北海道	1,744,800	66,700	3.8%	27,947	1.6%
2	青森県	413,300	16,700	4.0%	6,989	1.7%
3	岩手県	399,700	15,800	4.0%	5,544	1.4%
4	宮城県	763,400	27,100	3.5%	11,913	1.6%
5	秋田県	308,500	13,500	4.4%	4,140	1.3%
6	山形県	341,600	13,200	3.9%	2,880	0.8%
7	福島県	603,800	25,100	4.2%	9,799	1.6%
8	茨城県	955,900	35,700	3.7%	13,424	1.4%
9	栃木県	658,000	27,200	4.1%	12,588	1.9%
10	群馬県	646,300	22,300	3.5%	6,549	1.0%
11	埼玉県	2,547,600	82,900	3.3%	31,658	1.2%
12	千葉県	2,154,300	74,100	3.4%	35,317	1.6%
13	東京都	5,053,000	151,200	3.0%	61,860	1.2%
14	神奈川県	3,302,700	107,300	3.2%	41,473	1.3%
15	新潟県	721,600	28,700	4.0%	9,132	1.3%
16	富山県	341,300	7,500	2.2%	4,329	1.3%
17	石川県	373,100	11,800	3.2%	6,186	1.7%
18	福井県	248,000	6,900	2.8%	2,207	0.9%
19	山梨県	267,700	11,000	4.1%	2,566	1.0%
20	長野県	670,200	23,400	3.5%	7,487	1.1%
21	岐阜県	651,700	14,700	2.3%	9,142	1.4%
22	静岡県	1,217,400	44,600	3.7%	14,828	1.2%
23	愛知県	2,590,900	74,100	2.9%	34,103	1.3%

資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態についている理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していない、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

(単位：人)

		35～59歳人口	不安定な就労状態にある方（※1）	人口比	長期にわたり無業の状態にある方（※2）	人口比
24	三重県	593,200	19,900	3.4%	6,205	1.0%
25	滋賀県	471,300	15,300	3.2%	4,097	0.9%
26	京都府	842,600	26,000	3.1%	11,837	1.4%
27	大阪府	3,010,700	96,500	3.2%	60,202	2.0%
28	兵庫県	1,843,600	62,900	3.4%	27,229	1.5%
29	奈良県	432,500	11,200	2.6%	4,698	1.1%
30	和歌山県	299,300	8,500	2.8%	4,584	1.5%
31	鳥取県	175,000	7,400	4.2%	2,114	1.2%
32	島根県	204,100	7,000	3.4%	2,940	1.4%
33	岡山県	595,500	17,800	3.0%	7,011	1.2%
34	広島県	916,200	22,200	2.4%	10,099	1.1%
35	山口県	418,800	10,900	2.6%	5,492	1.3%
36	徳島県	232,000	5,900	2.5%	3,891	1.7%
37	香川県	306,900	8,300	2.7%	3,217	1.0%
38	愛媛県	429,100	12,300	2.9%	6,765	1.6%
39	高知県	220,400	7,800	3.5%	2,555	1.2%
40	福岡県	1,657,700	61,300	3.7%	35,272	2.1%
41	佐賀県	253,800	9,300	3.7%	3,083	1.2%
42	長崎県	416,600	14,300	3.4%	6,342	1.5%
43	熊本県	541,300	17,300	3.2%	7,957	1.5%
44	大分県	352,800	10,800	3.1%	5,202	1.5%
45	宮崎県	332,800	12,100	3.6%	3,534	1.1%
46	鹿児島県	494,800	15,000	3.0%	5,861	1.2%
47	沖縄県	477,400	19,000	4.0%	9,767	2.0%

資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態についている理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していない、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

## 中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会 事業実施計画策定指針

### 第1 都道府県協議会事業実施計画策定の趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定。以下「骨太の方針 2019」という。）において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太の方針 2022」という。）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、都道府県ごとに関係機関・団体等を構成員として、「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県 PF」という。）を設置し、「市町村プラットフォーム」<sup>1</sup>（以下「市町村 PF」という。）と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進してきた。また、都道府県ごとに行政や訓練等関係機関、労使を含めた官民協働のプラットフォームを設置し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化の取組を推進していくための事業計画を策定し企業説明会や各種セミナー、職場体験・実習を開催してきた。

今般「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太の方針 2024」という。）において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととする。

上記の方針に伴い、都道府県 PF は「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府

---

<sup>1</sup> 市町村プラットフォームは、必ずしも新たな会議体の設置を求めるものではなく、

・関係者が集う既存の会議体等の活用（自立支援調整会議、地域ケア会議等）

・各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築

による柔軟な設置・運営の方法を想定している。

県協議会」（以下「都道府県協議会」という。）へ名称を改め、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画（以下「事業計画」という。）を策定する。

なお、この指針は、都道府県協議会において、事業計画を策定する上での参考として示すものであり、その策定に当たっては、地域の実情に応じた内容としていただきて差し支えない。

## 第2 都道府県協議会設置と事業計画策定の視点

### 1 都道府県協議会設置の視点

中高年世代（概ね35歳～59歳）には、

- ① 不安定な就労状態にある方
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

等がおり、抱える課題は極めて個別的で多様である。

このため、都道府県協議会の構成員は、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会設置要領」（以下「設置要領」という。）2に例示した構成員に限らず、地域の実情に応じ、各界一体となってこうした方々等を支援するために必要な関係機関・団体等の参画を求め、必要に応じ構成員を追加するほか、中高年世代を採用した事業主や、支援に当たっている相談員から意見を聴取するためのオブザーバー参加を認める等、柔軟に対応することができる。

また、各構成員の役割についても、設置要領の3に例示したものに限らず、当該地域の実情や取組に応じ、担う役割を都道府県協議会において協議するものとする。<sup>2</sup>

### 2 事業計画策定の視点

事業計画の策定に当たっては、都道府県協議会において十分に協議を行った上で策定するものとする。また、策定後、中高年世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知を図るため、支援対象となる方ごとに関係機関・団体等の支援策をまとめ、都道府県（労働関係部局）、都道府県労働局のホームページに掲載いただきほか、構成員のホームページとも連携する等、周知を図っていただきたい。

<sup>2</sup> 別添1中「都道府県協議会・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図」も参考とされたい。なお、事業計画の策定時に、各構成員の役割を協議することも差し支えない。

### 第3 事業計画の内容

事業計画には次の1から4までの項目を盛り込むこととする。

ただし、当該項目以外に都道府県協議会独自で盛り込むべきと考える内容があれば、積極的に盛り込んでいただきたい。

#### 1 事業計画の基本的事項

##### (1) 事業計画を策定する趣旨

事業計画を策定する趣旨を明示する。その際、骨太の方針2024との整合性に留意いただきたい。

##### (2) 事業計画の実施期間

事業計画は年度単位とし、始期は計画策定時点、終期は当該年度末とする。

#### 2 都道府県協議会の構成員に関する事項

都道府県協議会の構成員と各構成員の役割を記載する。

#### 3 都道府県における現状

都道府県内の支援対象者に関する現状を記載する。具体的には、次の①から③までの方々に係る実態やニーズを把握する。<sup>3</sup>

なお、①及び②の方々については、別添2の推計を参考にされたい。③の方々については、当該都道府県においてこれまでに実施した調査状況や管内の基礎自治体における調査状況を把握する。

##### ① 不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望しているながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

##### ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

##### ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、

就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

#### 4 事業計画における取組に係る目標及びKPI

中高年世代に属する支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を記載し、KPI（当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定しつつ、地域における取組の概略を記載することとする。また、定量的なKPIの設定に当たり、中高年世

<sup>3</sup> 把握の際には、地域性や性別による傾向の違い等にも留意すること。

代の支援対象者数等の把握が可能な事業については、可能な限り、中高年世代の支援対象者数等に関するKPIを設定いただきたい。

なお、次の①から③までの支援対象者ごとに目標及びKPI例を示すので、地域の創意工夫も生かして、設定いただきたい。

## ① 不安定な就労状態にある方<sup>4</sup>

目標については、ハローワークの就職氷河期世代専門窓口（令和7年度より中高年層（ミドルシニア）専門窓口に改称予定）におけるチーム支援対象者や、自治体事業による正社員就職実績などを参考に設定いただきたい。

また、上記目標の達成に向けた各取組に係るKPIは、以下の例を参考に設定いただきたい（便宜上、国と都道府県等と支援機関ごとに例示しているが、まとめてKPIを設定いただくことも差し支えない）。

### ○国（労働局、ハローワーク）の取組に係るKPI例

- ・正規雇用就職・正社員転換の件数（職業紹介、職業訓練、助成金<sup>5</sup>等による）
- ・求人の確保数、就職面接会等<sup>6</sup>の実施件数

### ○都道府県等、地域の関係機関の取組に係るKPI例

- ・正規雇用就職（・正社員転換（取組があれば））の件数（職業紹介、職業訓練、助成金等による）
- ・関係機関の利用者数や相談件数、就職面接会等の実施件数
- ・社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業））の活用による求人開拓数等

### ○国及び都道府県等の共同の取組に係るKPI例

- ・上記の取組を共同で行う場合の取組に係るKPIの他、労使、業界団体等や企業への働きかけ状況（正社員採用・正社員転換の促進、人材育成の充実、相談支援等、就職面接会等の機会の提供）

## ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方<sup>7</sup>

<sup>4</sup> 支援対象には非正規雇用で働く者に限らず、正規雇用で働く求職者も含まれる。。

<sup>5</sup> 各助成金それぞれに設定すること。以下同じ。

<sup>6</sup> 企業説明会、インターンシップ、職場体験・実習などマッチング支援の取組。以下同じ。

<sup>7</sup> 上記②の方々の例として、「就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者」が挙げられる。就業ではなく社会参加を希望する長期無業者については、次項③の支援対象に含まれる。

次の例を参考に目標を設定いただきたい。

例) 本人やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立支援につなげることを目指す。

また、取組に係るKPIは、以下の例を参考に設定いただきたい。

- ・地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の支援により雇用保険被保険者として就職した件数、サポステによるステップアップのための支援を継続し雇用保険被保険者となることが見込まれる就職をした件数及び公的職業訓練の受講に至った件数
- ・他機関との連携によるアウトリーチやリファーを受けたサポステにおける相談件数
- ・サポステの新規登録者数
- ・サポステと地域の福祉機関等関係機関との連携の枠組みの構築
- ・サポステその他国や都道府県等、地域の関係機関の取組による職場体験等先の確保数、職場体験等の実施件数

### ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方<sup>8</sup>

目標については、市町村PFの未設置自治体に対し設置を要請とともに、市町村PFを活用した支援事例等の共有による取組の推進に資する内容を含めて、次の例を参考に設定いただきたい。

例) 管内市町村において、市町村PFの設置を契機とした多様な関係機関が参加する地域の支援ネットワークの構築と、居場所づくりをはじめとする、一人ひとりの状態にあった多様な支援の取組が推進されるよう、管内市町村を支援することで、本人やご家族と社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。

また、取組に係るKPIは、以下の例を参考に設定いただきたい。

- ・管内における市町村PFの未設置市町村に対する早期の設置を要請
- ・管内市町村の協力を得つつ、都道府県内の支援ニーズ等を把握
- ・市町村PFを活用した支援事例や先進的な取組を周知
- ・以下のような管内市町村の取組を推進  
　ひきこもり相談窓口の明確化・周知  
　居場所をはじめとする多様な社会参加の場の確保  
　自立相談支援機関におけるアウトリーチ支援員の配置  
　等

<sup>8</sup> 上記②・③の方々の例として、「健康面の不安や自信が持てないといった理由などのために長期にわたって就業も求職活動もしていない方や、長期にわたりひきこもり状態にある方」のほか、生活困窮者等も、就業又は社会参加の希望に応じ、支援対象に含まれる。

## 5 事業計画における具体的取組

中高年世代支援の具体的取組について、概略を記載することとする。

なお、次の①から③までの支援対象者ごとに具体的な取組例を示すので、支援機関名を明記し、地域の創意工夫も生かした内容を積極的に記載していただきたい。

### ① 不安定な就労状態にある方

- ・ ハローワークにミドルシニア世代の専門窓口を設置し、支援対象者個々人の実情に応じ、関係機関と連携したチーム支援を実施する。

#### 【労働局・関係機関】

- ・ 若年者に対する総合就職支援施設として国と都道府県が共同で運営するジョブカフェにおいて、キャリアコンサルタント等を配置し、本人及び家族からの多様なニーズに対応するための個別相談を実施する。

#### 【労働局・都道府県】

- ・ 中高年世代を対象とした求人の確保やマッチング機会の提供に取り組むとともに、企業内での正社員転換を促進する。

#### 【労働局・都道府県・関係地方支分部局・経済団体】

- ・ 中高年世代を対象とした正規雇用化を含む処遇改善に関する働きかけを行う。 【労働団体】

- ・ 地域の求人・求職ニーズを踏まえて中高年世代を対象に含む公的職業訓練を設定し、安定就職に必要な職業能力の習得を支援する。

#### 【都道府県・高障求機構】

### ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・ 中高年世代のうち、サポステの支援対象年齢である49歳までの方に対し、専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、中高年世代の無業者に対する相談体制を整備する。 【労働局・都道府県】

- ・ サポステで提供する職場体験等の十分な受入れ先を確保する。

#### 【労働局・都道府県・経済団体】

- ・ 長期無業者の職場定着を図るため、職場体験・実習等の受入体制整備に関する取組を推進する。 【経済団体・業界団体】

### ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ・ 早期に市町村PFを設置し、都道府県協議会において、市町村PFの取組の活性化を図るため、市町村PFにおける支援事例や取組の事例を横展開するなどの協力を行う。 【都道府県・市町村】

- ・ 都道府県内の民生委員等を通じたひきこもりの状態にある方の実態調査を実施し、そのニーズを把握する。【都道府県・社会福祉協議会】
- ・ 都道府県内の自治体の自立相談支援機関において、継続的に訪問等を行うアウトリーチ支援員の配置など相談支援の拡充を図るとともに、直ちに就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事業の都道府県内全域での実施を図り、ひきこもり家庭等に対する支援を実施する。【都道府県・市町村】

④ 全般的な事項（対象横断的な取組）

- ・ 中高年世代に対する積極的な採用・正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に関する気運を醸成するため、都道府県協議会の構成員が連携した取組を推進する。【全構成員】
- ・ 支援対象者ごとの各種支援策や、中高年世代の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するメッセージを本人、家族、各種関係者に届けるため、メディア、SNS、イベント開催などあらゆる手段を活用した周知・広報を展開する。【全構成員】
- ・ 管内市町村における中高年世代支援のための取組事例について情報収集を行い、効果的な活用について検討する。

【労働局・都道府県】

※都道府県は労働関係部局及び保健福祉関係部局・孤独・孤立対策関係部局双方で取り組むこと。

## 6 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金の事業との関係

都道府県又は市町村が活用する「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の事業内容<sup>9</sup>については、事業計画に別紙「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業））事業一覧」を添付し、当該別紙に交付金事業の実施主体、事業名、事業の概要及び計画期間を記載することとする。

また、当該別紙への追記又は変更を行う場合は、次の①又は②のいずれかの方法によることを事業計画に記載し、当該別紙への追記又は変更をもって、事業計画が改定されたものとする。

---

<sup>9</sup> 「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」のうち、本都道府県協議会で対象とする事業は、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」の流れを汲んだ内容を含む「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業）」部分であることに留意。都道府県協議会においては、中高年世代に対する労働施策の範囲内で議論に努めることとして差し支えない。「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の内容等については別紙を参照のこと。

- ① 都道府県から、事前に都道府県協議会構成員の包括的な承認を得た上で、同交付金の追加・変更申請時に別紙を修正するとともに、当該構成員にその修正内容を通知することとし、この手続により、事業計画の改定が行われたものとする。
- ② 都道府県から、同交付金の追加・変更申請時ごと、持ち回りなどの手続により都道府県協議会構成員にその修正内容の承認を得ることとし、事業計画の改定を行うこととする。

## 7 事業計画の推進体制・進捗管理の方法

上記4で定めた事業計画の目標やKPIの進捗把握の時期、主体等について記載する。このうち、不安定な就労状態にある方については、当該地域における正規雇用就職・正社員転換件数実績を把握する。

## 8 市町村PFとの連携

管内市町村PFとの連携（場面、方法等）について記載する。

市町村PFでは、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした支援に係る関係者間の情報共有や検討を行う。また、その機能を強化するため、都道府県協議会に対して、都道府県協議会の関係機関や他の市町村等とのつながり作りの支援を要請することが考えられる。

一方、都道府県協議会から市町村PFに対しては、市町村PFの設置プロセスや好事例の共有を行うことが考えられる。